

報告第21号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを市議会に報告する。

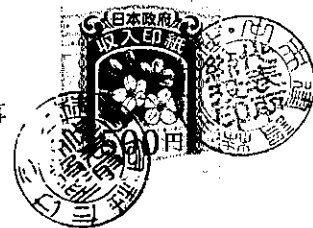
令和8年9月1日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

令和7年9月11日付けで市議会の議決を得て工事請負契約を締結した総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター解体工事において、急激なインフレーションによる工事請負金額の増額が生じたため、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年8月3日に専決処分したものである。

工事請負変更契約書



1 工 事 名 総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター解体工事
2 工 事 場 所 総社市 中央一丁目 地内
3 原請負契約年月日 令 和 7 年 9 月 11 日
4 変 更 契 約 事 項

(1) 工 事 内 容 別紙変更設計書のとおり

(2) 工 期、
変更前着手 令和7年9月11日 変更後着手 令和7年9月11日
変更前完成 令和8年9月30日 変更後完成 令和8年10月16日

(3) 請負変更金額 3,168,000 円 増 内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 288,000 円 増

変更前工事請負金額	481,800,000 円	変更前消費税及び地方消費税の額	43,800,000 円
変更後工事請負金額	484,968,000 円	変更後消費税及び地方消費税の額	44,088,000 円
差 引	3,168,000 円	差 引	288,000 円

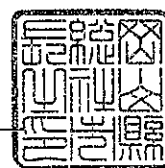
(4) そ の 他

5 そ の 他 原工事請負契約書のとおり

上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を原工事請負契約書とともに保管するものとする。

令 和 8 年 8 月 3 日

発注者 総社市中央一丁目1番1号
総社市
総社市長 片岡 聡



受注者 中央建設株式会社・株式会社たけうち
総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター
解体工事共同企業体

(代表者) 住所 倉敷市 吉田5丁目3番地1
中央建設株式会社

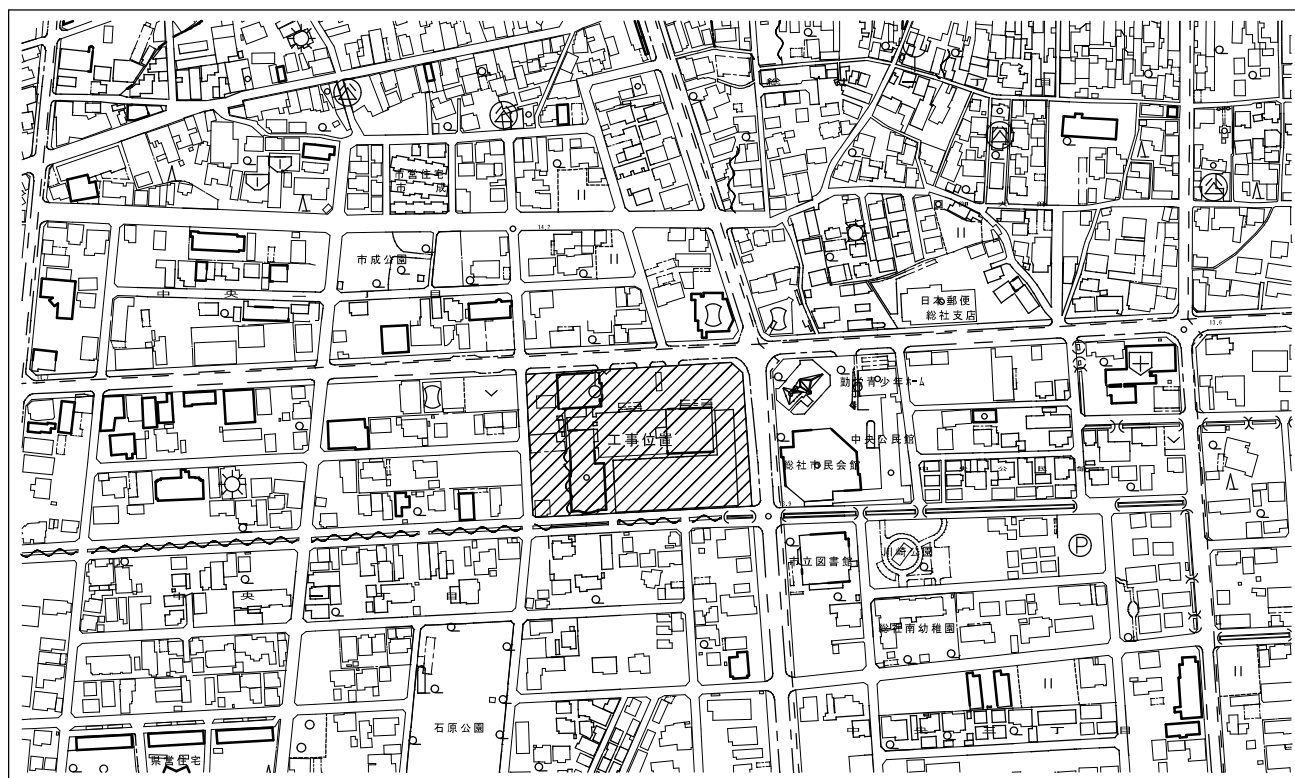
氏名 代表取締役 井上 泰弘

(構成員) 住所

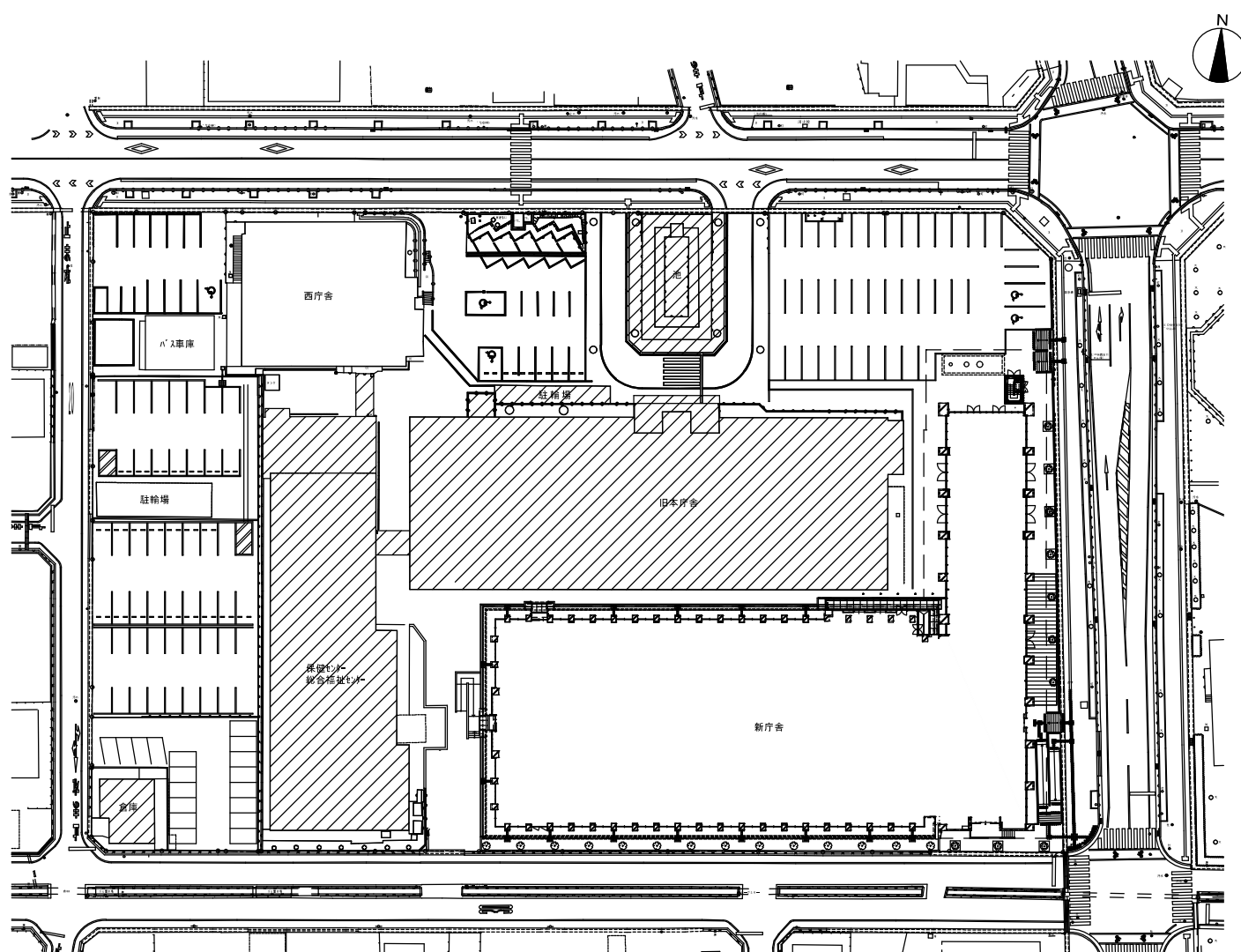
氏名

〒719-1142 岡山県総社市泰328番地
株式会社たけうち
代表取締役 本山 健太





付近見取図



配置図

 解体範囲